

令和8年度かみのやま6次産業化推進事業費補助金 交付の流れ

段階	内 容	提出または受領する資料
1	事業内容が適当であるか、承認を得る (事業者→市)	① かみのやま6次産業化推進事業計画承認申請書(様式第1号) ② かみのやま6次産業化推進事業実施計画書(様式第2号) ③ 新商品開発スケジュール ④ 見積書(税込み・税抜き価格の両方が分かるもの)
2	市から承認の連絡を受ける (市→事業者)	⑤ かみのやま6次産業化推進事業計画の承認及び同事業費補助金交付予定額の内示について(通知)
3	補助金の申請をする (事業者→市)	⑥ かみのやま6次産業化推進事業費補助金交付申請書 ⑦ 事業計画書(様式第3号) ⑧ 収支予算書(様式第4号) ⑨ 物品を購入する場合は、商品カタログ(写し)等 ⑩ 見積書(全事業費対象)
4	市から交付決定通知を受ける (市→事業者)	⑪ 交付決定通知書
5	事業を実施する (事業者が実施)	○ 3社からの見積書(税抜5万円以上の全事業費)
5-1	交付決定額から金額が変わった場合は変更申請をする (事業者→市)	◎ 変更交付申請書 ◎ 事業計画書(変更)(様式第3号) ◎ 収支予算書(変更)(様式第4号) ○ 3社からの見積書(写し)
5-2	市から変更交付決定通知を受ける (市→事業者)	○ 変更交付決定通知書(様式第5号)
6	完了を報告する	⑫ 完了届
7	完了検査を受ける	市が検査を実施する
8	実績を報告する	⑬ かみのやま6次産業化推進事業費補助金実績報告書 ⑭ 事業実績書(様式第3号) ⑮ 収支精算書(様式第4号) ⑯ 領収書等の事業費を証明する書類 (⑰ 実施状況写真及び参加者名簿)
9	市から額の確定通知を受ける	⑱ 額の確定通知
10	補助金を請求する	⑲ 請求書

次ページへ続きます→

**【注意事項】**

※提出、受領した書類は、5年間保管する。

※対象となる「パッケージ開発費」はデザイン費（印刷代は除く）、試作に伴う最低ロットの資材費。

※対象となる「開発に要する原材料費」は購入した原材料費。

※対象となる「広報費」はホームページ作成・更新や商品の写真撮影に係る委託費用。

（SNS等での広告掲載費用、エンジン検索対策等は除く）